

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 6月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系入口側隔離弁において、当該電動弁を「開」操作したところ、動作不良（全開にならない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	供用期間中検査において、隔離時復水器系凝縮水出口配管ラグ（配管支持台）取付溶接部（9箇所）の浸透探傷検査において、判定基準を超える浸透指示模様が認められたため、対応検討	C	
3	4号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）のチューブ交換作業において、新チューブ（1本）が変形したため、当該チューブを交換	D	
4	5号機	所内ボイラ系出口冷却水温度計（接点付）点検時、当該計器前蓋の六角ビス（6mm 8本全て）の固着が認められたため、当該部を点検	D	
5	6号機	漏えい燃料調査用高感度オフガスモニタにおいて、検出器不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
6	6号機	非常用スイッチギア室空調機において、吸気ユニット外板のパッキンに劣化（2箇所）が認められたため、当該パッキンを交換	D	
7	集中環境施設	遠心薄膜乾燥機（B）保温用蒸気供給配管の、保温カバーのずれ及び一部保温材の落下が認められたため、当該保温カバー及び保温材を修理	D	
8	集中環境施設	廃液濃縮系濃縮廃液移送ポンプ（A）において、吐出圧力の低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
9	集中環境施設	集中環境施設補助ボイラ給水ポンプ（A）分解点検において、インペラ及びシャフト、カップリング及びシャフト間の嵌め合い値の許容値超えが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
10	その他	発電所構内移送用の使用済燃料輸送容器工事計画認可申請書において、添付書類に記載されている使用済燃料輸送容器の寸法公差に一部記載誤りが認められたため、当該申請書の扱い等について対応検討	A	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで